

鳥取県公報

平成30年3月30日(金) 号外第41号

毎週火・金曜日発行

			目	次	
\Diamond	規	則	鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関	引する条例施行規則の一部を改正する規	見則
			(36) (水・大気環境課)・・・・・		• • • • • 5
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施	近行細則の一部を改正する規則	
			(37) (循環型社会推進課)・・・・		• • • • • 7
			旅館業法施行細則の一部を改正する規	記則(38)(くらしの安心推進課)・・	8
			鳥取県建築基準法施行細則の一部を改	で正する規則 (39) (住まいまちづくり	課)・・・11
			鳥取県立農業大学校管理規則の一部を	:改正する規則(40)(農業大学校) ·	• • • • • • 13
			鳥取県立二十一世紀の森管理規則の一	-部を改正する規則(41)(林政企画課) • • • • 15
			鳥取県林業·木材産業改善資金貸付規	則及び鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規	見則の
			一部を改正する規則 (42) (〃) ・・		• • • • • • 19
			鳥取県営鳥取空港管理規則の一部を改	で正する規則(43)(空港港湾課) ・・	• • • • • • 21
			主要農作物種子法施行細則を廃止する	規則(44)(生産振興課)・・・・・	• • • • • • 23

──公布された規則のあらまし─

◇鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部が改正され、浄化槽保守点検業を営む者の登録に係る 手数料を減免することができることとされたことを受け、当該手数料を免除することができる場合等について 定める。

2 規則の概要

- (1) 浄化槽保守点検業を営む者の登録に係る手数料は、同時に鳥取市に対してこれに相当する手数料を納付 する場合又は納付した場合については、免除する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

- 2 規則の概要
 - (1) 最終処分場の届出台帳の閲覧について定めた規定中引用する廃棄物の処理及び清掃に関する法律の条項 を改める。
 - (2) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

◇旅館業法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

旅館業法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

- 2 規則の概要
 - (1) 営業許可申請書等の様式中ホテル営業及び旅館営業を旅館・ホテル営業に改める等の所要の改正を行 う。
 - (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とするイに関する事項を除き、平成30年6月15日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県建築基準法施行細則の一部改正について

- 1 規則の改正理由
 - (1) 公営住宅の工事中の中間検査に係る手数料について、公営住宅に係る他の検査手数料の減額との均衡を 図るため、所要の改正を行う。
 - (2) 特殊建築物の定期調査報告並びに小荷物専用昇降機及び防火設備の定期検査報告について、当該報告の 円滑化を図るため、所要の改正を行う。
- 2 規則の概要
 - (1) 公営住宅に係る検査手数料の減額の対象に、中間検査を加える。
 - (2) 特殊建築物に係る定期調査の報告時期について、特殊建築物の用途ごとの報告開始の年度を定め、その 後の報告時期は同年度を始期として3年ごとの年度(現行 特殊建築物の用途ごとの報告開始の年及び同年 を始期として3年ごとの年の10月1日から12月31日まで)とする。
 - (3) 小荷物専用昇降機及び防火設備に係る定期検査の報告時期について、検査済証の交付日又は前回報告し た日から1年を超えない日まで(現行 平成30年を始期として1年ごとの年の10月1日から12月31日まで) とする。

- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県立農業大学校管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県立農業大学校の養成課程における授業科目及び授業時間数の基準について、時代に即したカリキュラ ムとするとともに、4年生大学に編入する際の科目の読替えを容易にする等のため、所要の改正を行う。

- 2 規則の概要
 - (1) 養成課程の授業科目及び授業時間数の基準を改める。
 - (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成30年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県立二十一世紀の森管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例の一部が改正され、平成31年4月1日から、鳥取県立 二十一世紀の森に指定管理者制度が導入されることに伴い、所要の改正を行う。

- 2 規則の概要
 - (1) 二十一世紀の森の施設設備又は展示物を滅失し、損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を指定管理 者に届け出て、その指示を受けなければならないこととする等の所要の改正を行う。
 - (2) 施行期日は、平成31年4月1日とする。

◇鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則及び鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関す る政令の一部が改正され、東日本大震災により著しい被害を受けた者に対する貸付金の特例措置の適用期間が 延長されたことに伴い、所要の改正を行う。

- 2 規則の概要
 - (1) 鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正

東日本大震災により著しい被害を受けた者に係る林業・木材産業改善資金の償還期間及び据置期間の特例 措置の適用期間を平成31年3月31日まで(現行 平成30年3月31日まで)とする。

(2) 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正

東日本大震災により著しい被害を受けた者に係る沿岸漁業改善資金の償還期間及び据置期間の特例措置の 適用期間を平成31年3月31日まで(現行 平成30年3月31日まで)とする。

(3) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県営鳥取空港管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

国内線ターミナルビルと国際会館の一体化及び国際交流センターの廃止に伴い、所要の改正を行う。

- (1) 空港の施設の利用時間は、空港の運用時間を踏まえて所長が定めるものとする。
- (2) 国際交流センターに係る規定を削る。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

◇主要農作物種子法施行細則の廃止について

- 1 規則の廃止理由
 - 主要農作物種子法が廃止されることに伴い、主要農作物種子法施行細則を廃止する。
- 2 規則の概要
 - (1) 主要農作物種子法施行細則は、廃止する。
 - (2) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

則

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第36号

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和60年鳥取県規則第49号)の一部を次のよ うに改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正す

改正後	改 正 前
(身分証明書の様式)	(身分証明書の様式)
第12条 略	第12条 略
7712/x MD	7712 A MI
(手数料の免除)	
第13条 条例第18条の規定による手数料の免除は、条	
例第17条各号に掲げる登録の申請をする者が、同時	
に鳥取市に対して同条の手数料に相当する手数料を	
納付する場合又は納付した場合に行うものとする。	
2 前項の規定により手数料の免除を受けようとする	
者は、様式第11号による申請書を提出しなければな	
<u>6ない。</u>	
様式第10号(第12条関係) 略	様式第10号(第12条関係) 略
様式第11号(第13条関係)	
手数料免除申請書	
職氏名様	
鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第	
18条の規定により手数料の免除を受けたいので、次	
のとおり申請します。	
年月日	
郵便番号	
<u>住 所</u>	
申請者 フリガナ	
<u>氏 名</u> <u> </u>	
(法人にあっては、名称及	
び代表者の氏名)	
電話番号	
免除の対象となる手 登録・更新登録・変更登録 数料の種類	
登録(更新登録、変	

更登録)申請年月日

添付書類 条例第17条各号の手数料に相当する手数 料を鳥取市に納付すること又は納付したことを証 する書類

第2条 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第10号の(裏面)を次のように改める。

様式第10号(第12条関係)

(裏面)

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(抜粋)

(報告徴収、立入検査等)

第16条 略

- 2 知事は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の 事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができ
- 3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、こ れを提示しなければならない。
- 4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第21条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

 $(1)\sim(4)$ 略

- (5) 第16条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し て答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関 し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑 を科する。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第37号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和58年鳥取県規則第18号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
(最終処分場の届出台帳の閲覧)	(最終処分場の届出台帳の閲覧)
第17条 法 <u>第19条の12第3項</u> の規定による届出台帳の	第17条 法 <u>第19条の11第3項</u> の規定による届出台帳の
閲覧の請求は、様式第11号により行うものとする。	閲覧の請求は、様式第11号により行うものとする。
様式第11号(第17条関係)	様式第11号(第17条関係)
一般廃棄物	一般廃棄物
産業廃棄物	産業廃棄物
産業廃棄物	産業廃棄物
職氏名 様 一般廃棄物 産業廃棄物 ^{最終処分場の台帳の閲覧について、廃}	職氏名 様 一般廃棄物 産業廃棄物 産業廃棄物
乗物の処理及び清掃に関する法律 <u>第19条の12第3項</u>	乗物の処理及び清掃に関する法律 <u>第19条の11第3項</u>
の規定により、次のとおり請求します。	の規定により、次のとおり請求します。
年月日	年月日
住 所	住 所
請求者 氏 名 ⑩	請求者 氏 名 ®
(法人にあっては名称	(法人にあっては名称
及び代表者の氏名	及び代表者の氏名
電話番号	電話番号
略	略
注 略	注略

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改正前

鳥取県規則第38号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

改正後

旅館業法施行細則(昭和33年鳥取県規則第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

				以上後						l	X II.	刊			
136. 5	<u> </u>							<u> </u>		<u> </u>					
						様式	様式第1号(第2条関係)								
	(表) 旅館業営業許可申請書							(表) 旅館業営業許可申請書							
	matals are		7		申請書			matals				一刊申請	書		
	職 氏 名 様 旅館業営業の許可を受けたいので、旅館業法第3						職 氏 名 様 旅館業営業の許可を受けたいので、旅館業法第3								
条?				こり、次のと	:おり甲請	します。	条				い、次の	のとおり	申請し	ます。	
	年	月	Ħ		_			年	月	Ħ					
				郵便番号							郵便				
				住列							住	所			
申請者氏 名(法人にあっては、								Ħ	目 請 者	氏					
その名称及び代表者の氏名)											名称及び	ド代表者	の氏名)		
生年月日										生年					
		-		電話番号	<u>;</u>		l —				電話:	番号			
	SIL II. ZH	名		称				NI 11.38	名一		称				
宮	業施設			地	2/ 1/	V. 64 D	宮	業施設			地	- 377 3116	الاجام خارا	/ \II/. 64	
		宮	業の種	別旅館・オ					宮	業の種類	別 ホテ				
所営業 下宿営業					1 –										
	略			(/ =				
	1		\4.	(裏)	7-1. /	Ld+)		1		\4-	(裏)			Je4: \	
	おんしんご	1=			建(棟)		まんしたフ	11=	造 ㎡	7+1/2	階建(棟)	
+#	敷地面	Ť		建築面積	m² 延べ		+推	敷地面			建築面	1	延べ面	1	
構			寝台の		室数	定員	構				面積㎡	主奴		寝具の	
`#:		_	有無	(畳)		(名)	\\		ŀ	の別	(畳)		(名)	数	
造	客室記	<u>-</u>					造	皮虫	÷л.						
⇒几	荷里	IZ -					⇒几	客室記備	汉						
収	7/用	_			-		政	7/用	-						
備					-		備		ŀ						
T/H		-					1 VH		ŀ						
		-							ŀ						
	計	<u> </u>			1				+						
	略	'						略	1 [
(法)	<u>哈</u> 付書類	略	ž				活	<u>哈</u> 付書類	H	女					
初公	口百規	Щ	1				41%	门百規	щ	П					
様式で	第3号	(学	互 4 冬則	国 係)			様式	第3号	(名	角4条関	[係)				
14/1/	N10 4	(1)	, T 1	7 NL)			1145	N1 O 4	12	17 不ほ	7 NV)				

旅館業営業者地位承継承認申請書

職氏名様

旅館業営業の合併(分割・相続)による営業者の 地位の承継の承認を受けたいので、旅館業法第3条 の2第1項(第3条の3第1項)の規定により、次 のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者氏 名(法人にあっては、 その名称及び代表者の氏名)

生年月日

電話番号

	名		称		
営業施設	所	在	地		
	営業	色の利	重別	旅館・ホテル営業	簡易宿
				所営業 下宿営業	
略	-				

添付書類 略

様式第4号(第5条関係)

旅館業営業変更届出書

職氏名様

旅館業営業の申請書記載事項を変更(営業の全部 若しくは一部を停止又は廃止) したので、旅館業法 施行規則第4条の規定により、次のとおり届け出ま す。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者氏 名(法人にあっては、 その名称及び代表者の氏名) 生年月日

電話番号

	名		称			
	所	在	地			
営業施設	営業	美の利	重別	旅館・ホ	簡易宿	
				所営業	下宿営業	
	許可	「年月	月日		許可番号	
略						

添付書類 略

様式第6号(第7条関係)

(1)表紙

年度 月 日から 第 号(ページ数)

旅館業営業者地位承継承認申請書

職氏名様

旅館業営業の合併(分割・相続)による営業者の 地位の承継の承認を受けたいので、旅館業法第3条 の2第1項(第3条の3第1項)の規定により、次 のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者氏 名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)

> 生年月日 電話番号

	名		称	
営業施設	所	在	地	
	営業	美の利	重別	ホテル営業・旅館営業・簡
				易宿所営業 <u>・下宿営業</u>
略				

添付書類 略

様式第4号(第5条関係)

旅館業営業変更届出書

職氏名様

旅館業営業の申請書記載事項を変更(営業の全部 若しくは一部を停止又は廃止)したので、旅館業法 施行規則第4条の規定により、次のとおり届け出ま す。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者氏 名(法人にあっては、 その名称及び代表者の氏名)

生年月日

電話番号

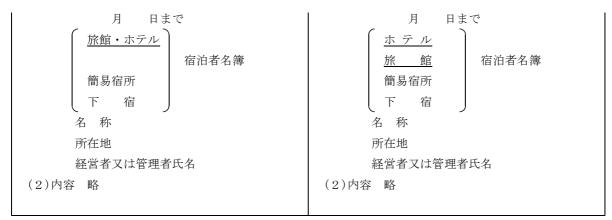
	名		称						
	所	在	地						
営業施設	営業	を の 利	重別	ホテル営業・旅館営業・簡					
				易宿所営業 <u>・下宿営業</u>					
	許可	可年月	月	許可番号					
略				· ·					

添付書類 略

様式第6号(第7条関係)

(1)表紙

年度 月 日から 第 号(ページ数)



附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年6月15日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (経過措置)
- 2 旅館業法の一部を改正する法律(平成29年法律第84号)附則第5条第1項の規定により行う許可の申請は、 改正後の旅館業法施行細則様式第1号を使用して行うものとする。

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第39号

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県建築基準法施行細則(昭和48年鳥取県規則第34号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(手数料の減免)

第2号に規定する公営住宅に係る条例別表第3の左 欄1の項から6の2の項までに掲げる事務に対する 手数料は、それぞれ同表の右欄に定める額の2分の 1の額を減額する。

2 • 3 略

(特殊建築物の定期報告)

- 第5条 法第12条第1項の規定による報告の時期は、 次のとおりとする。
 - (1) 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物(下 宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等を除 く。) 平成31年度及び同年度を始期として3年 ごとの年度
 - (2) 政令第16条第1項第1号、第2号及び第5号 (百貨店、マーケット及び公衆浴場 (個室付浴場 業に係るものに限る。) に限る。) に掲げる建築 物 平成32年度及び同年度を始期として3年ごと の年度
 - (3) 政令第16条第1項第3号、第4号及び第5号 に掲げる建築物(前2号に掲げるものを除く。) 平成30年度及び同年度を始期として3年ごとの 年度

2 略

(建築設備等の定期検査)

第6条 法第12条第3項の規定による報告の時期は、 法第7条第5項又は法第7条の2第5項(いずれも 法第87条の2において準用する場合を含む。)の検 (手数料の免除)

第4条 公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条 第4条 公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条 第2号に規定する公営住宅に係る条例別表第3の左 欄1の項から6の項までに掲げる事務に対する手数 料は、それぞれ同表の右欄に定める額の2分の1の 額を減額する。

2 · 3 略

(特殊建築物の定期報告)

- 第5条 省令第5条第1項の知事が定める時期は、次 のとおりとする。
 - (1) 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物(下 宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等を除 く。) 平成28年及び同年を始期として3年ごと の年の10月1日から12月31日まで
 - (2) 政令第16条第1項第1号、第2号及び第5号 (百貨店、マーケット及び公衆浴場 (個室付浴場 業に係るものに限る。) に限る。) に掲げる建築 物 平成29年及び同年を始期として3年ごとの年 の10月1日から12月31日まで
 - (3) 政令第16条第1項第3号、第4号及び第5号 に掲げる建築物(前2号及び次号に掲げるものを 平成30年及び同年を始期として3年ご との年の10月1日から12月31日まで
 - (4) 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物(寄 宿舎に限る。) 平成28年、平成30年及び同年を 始期として3年ごとの年の10月1日から12月31日 まで

2 略

(建築設備等の定期検査)

第6条 省令第6条第1項の知事が定める時期は、法 第87条の2において準用する法第7条第5項の検査 済証の交付日又は前回報告した日から1年を超えな 査済証の交付日又は前回報告した日から1年を超え い日までとする。ただし、小荷物専用昇降機及び防

平成30年3	月	30 H	金曜日

ない日までとする。	火設備については、平成30年及び同年を始期として
	1年ごとの年の10月1日から12月31日までとする。
2 略	2 略

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第146条第1項第2号の小荷物専用昇降機及び同令第16条第3項 第2号の防火設備(いずれも平成28年6月1日において現に存するもの又は同日から平成29年5月31日までの 間に法第7条第5項又は法第7条の2第5項(いずれも法第87条の2において準用する場合を含む。)の規定 による検査済証の交付を受けたものに限る。)の最初の報告に係る建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第 40号)第6条第1項の知事が定める時期は、改正後の鳥取県建築基準法施行細則第6条第1項の規定にかかわ らず、平成31年3月31日までとする。 鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第40号

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立農業大学校管理規則(昭和59年鳥取県規則第12号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

			改 正 後						改正前	
민대	: <i>(</i>	5 6≥	条関係)		包	丰	(ī 6 ±	条関係)	
J/14×	科目			授業時間数	//		科目			授業時間数
#/			情報処理基礎・統計学・外						情報処理基礎・統計学・外	
45	(1)	TH	国語・農村社会と文化・農	144 <u></u> XL		40.	民们	ГН	国語・農村社会と文化・農	
			村社会とコミュニケーショ						村社会とコミュニケーショ	
			ン・体育・経済学原論・く						ン・体育・経済学原論・く	
			らしと法律						らしと法律	
	î H:	通	農業政策と農業組織・農業	417以上		由	#:	浬	農業政策・農業組織論・農	560以上
	科		経済・環境保全と農林業・	411 <u>M</u> L		-	科		業経済・農産物貿易と流通	
和		Н	土壌肥料学・病害虫概論・			科	451	Н	・環境保全と農林業・土壌	
			作物学概論・園芸学概論・			目			肥料・病害虫概論・作物概	
			<u> </u>						論・園芸概論・畜産概論・	
			学・食品製造管理・販売マ						鳥獣被害対策・食品製造管	
			ーケティング・農業簿記・						理・販売マーケティング・	
			経営計画・税法・農業経営						農業簿記・経営計画・税法	
			・農業機械・情報処理演習						・農家経営・農業法人経営	
			・流通販売実習 I ・流通販						・農業機械基礎・情報処理	
			売実習Ⅱ・現代農業事情 I						演習・農業基礎実習・流通	
			現代農業事情Ⅱ・生産工						販売実習・農業機械演習・	
			<u>程管理</u>						土壌診断実習・生物工学実	
									験・農産物加工実習・特別	
									<u>講義</u>	
	専	果	農薬学・植物生理学・農業	1,609以上			専	果	農薬学・植物生理・農業気	2,108以上
	攻	樹	気象・ <u>果樹園芸各論</u> ・ <u>果樹</u>				攻	樹	象・果樹各論・果樹経営・	
	科		専攻ゼミナール I ・果樹専				科		果樹病害虫・果樹専攻ゼミ	
	目		攻ゼミナールⅡ・農場管理				目		ナール・果樹栽培実習・農	
			<u>実習Ⅰ・農場管理実習Ⅱ</u> ・						<u>家等留学研修</u> ・卒業論文・	
			<u>農業インターンシップ</u> ・卒						経営計画設計演習	
			業論文・経営計画設計演習							
		野	農薬学・植物生理学・農業	<u>1,609</u> 以上				野	農薬学・植物生理・農業気	2,108以上
		菜	気象・野菜園芸各論・野菜					菜	象・野菜各論・野菜経営・	
			<u>専攻ゼミナール I ・野菜専</u>						野菜花き病害虫・野菜専攻	
			攻ゼミナールⅡ・農場管理						ゼミナール・野菜栽培実習	
			<u>実習Ⅰ・農場管理実習Ⅱ</u> ・						・ <u>農家等留学研修</u> ・卒業論	
			農業インターンシップ・卒						文・経営計画設計演習	

		業論文・経営計画設計演習					
	花	農薬学・植物生理学・農業	1,609以上		花	農薬学・植物生理・農業気	2,108以_
	き	気象・ <u>花き園芸各論</u> ・ <u>花き</u>			き	象・花き各論・花き経営・	
		専攻ゼミナール I・花き専				野菜花き病害虫・花き専攻	
		攻ゼミナールⅡ・農場管理				ゼミナール・花き栽培実習	
		<u>実習Ⅰ・農場管理実習Ⅱ</u> ・				・ <u>農家等留学研修</u> ・卒業論	
		農業インターンシップ・卒				文・経営計画設計演習	
		業論文・経営計画設計演習					
	作	農薬学・植物生理学・農業	<u>1,609</u> 以上		作	農薬学・植物生理・農業気	2,108以上
	物	気象・作物各論・作物専攻			物	象・作物各論 <u>・作物経営・</u>	
		ゼミナールI・作物専攻ゼ				作物病害虫・作物専攻ゼミ	
		<u>ミナールⅡ</u> ・農場管理実習				ナール・作物栽培実習・農	
		<u>I ·農場管理実習Ⅱ</u> · <u>農業</u>				家等留学研修・卒業論文・	
		<u>インターンシップ</u> ・卒業論				経営計画設計演習	
		文・経営計画設計演習					
	畜	家畜飼養管理・受精卵移植	<u>1,609</u> 以上		音	家畜飼養管理・受精卵移植	2, 108以上
	産	・飼料作物・家畜衛生・家			産	・飼料作物・家畜衛生・家	
		畜審査・家畜育種・家畜栄				畜審査・家畜育種 <u>・畜産経</u>	
		養・人工授精・ <u>畜産専攻ゼ</u>				<u>営</u> ・家畜栄養・人工授精・	
		ミナールI・畜産専攻ゼミ				畜産専攻ゼミナール・畜産	
		ナールⅡ・農場管理実習Ⅰ				実習・農家等留学研修・卒	
		・農場管理実習Ⅱ・農業イ				業論文・経営計画設計演習	
		<u>ンターンシップ</u> ・卒業論文				・家畜繁殖・山陰の酪農・	
		・経営計画設計演習・家畜				家畜生理	
		繁殖・山陰の酪農・家畜生					
		理					
特別活	5動	学校行事・文化活動・地域	230以上	特別	J活動	学校行事・文化活動・地域	372以上
		活動				活動	
計			2,400以上	計			3,200以上

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に、鳥取県立農業大学校の養成課程に在籍していた者で あって施行日以後引き続き当該課程に在籍する者に係る授業科目及び授業時間の基準については、改正後の鳥 取県立農業大学校管理規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県立二十一世紀の森管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年3月30日

> 鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第41号

鳥取県立二十一世紀の森管理規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県立二十一世紀の森管理規則(昭和60年鳥取県規則第9号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後 改正前

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県立二十一世紀の森の設置 第1条 この規則は、鳥取県立二十一世紀の森の設置 及び管理に関する条例(昭和60年鳥取県条例第3 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、鳥取 県立二十一世紀の森(以下「二十一世紀の森」とい う。) の管理に関する事項を定めるものとする。

(趣旨)

及び管理に関する条例(昭和60年3月鳥取県条例第 3号)の規定に基づき、鳥取県立二十一世紀の森 (以下「二十一世紀の森」という。) の管理に関す る事項を定めるものとする。

(利用時間)

- 第2条 二十一世紀の森の利用時間は、午前9時から 午後4時30分までとする。
- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の 規定にかかわらず、臨時に利用時間を変更すること ができる。
- 3 知事は、前項の規定により利用時間を変更すると きは、あらかじめその旨を掲示するものとする。

(休園日等)

- 第3条 二十一世紀の森の休園日は、1月1日から同 月3日まで及び12月29日から同月31日までの日とす る。ただし、林業技術工芸実習館(以下「実習館」 という。) については、日曜日、土曜日及び国民の 祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定 する休日についても休館日とする。
- 2 知事は、第8条第2項の規定による利用申込書の 提出があった場合において、特に必要があると認め るときは、前項の規定にかかわらず、実習館を臨時 に開館することができる。
- 3 知事は、特に必要があると認めるときは、第1項 の規定にかかわらず、臨時に休園し、又は休園日に 開園することができる。
- 4 前条第3項の規定は、前項の規定により臨時に休 園し、又は休園日に開園する場合に準用する。

(行為の制限等)

第4条 二十一世紀の森においては、次に掲げる行為

をしてはならない。

- (1) 二十一世紀の森の施設設備をき損し、若しく は汚損し、又はそのおそれのある行為をするこ
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある 行為をすること。
- (3) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (4) 土石、竹木等の物件を堆積すること。
- (5) 土石の採取その他の土地の形質の変更をする
- (6) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (7) <u>たき火をする</u>こと。
- (8) 立入禁止区域内に立ち入ること。
- (9) 知事が指定した場所以外の場所に車両を乗り 入れること。
- (10) はり紙、はり札その他の広告物を設置するこ
- (11) その他知事が定める行為
- 2 知事は、前項の規定に違反するおそれのある者に 対しては、二十一世紀の森への入園を拒むことがで きる。

(施設設備の損傷等の届出)

第2条 二十一世紀の森(条例第3条第1号の規定に より知事が別に定める区域を除く。第6条において 同じ。) の施設設備又は展示物を滅失し、損傷し、 又は汚損した者は、直ちにその旨を指定管理者(条 例第3条に規定する指定管理者をいう。以下同 じ。) に届け出て、その指示を受けなければならな V10

(利用の禁止又は制限)

第3条第1号の規定により知事が別に定める区域に 限る。以下本条、次条及び第5条において同じ。) の利用が危険であると認める場合又は二十一世紀の 森に関する工事のためやむを得ないと認める場合に おいては、二十一世紀の森を保全し、又はその利用 者の危険を防止するため、区域を定めて、二十一世 紀の森の利用を禁止し、又は制限することができ る。

(監督)

第4条 略

(利用の禁止又は制限)

第3条 知事は、災害等により二十一世紀の森(条例|第5条 知事は、災害等により二十一世紀の森の利用 が危険であると認める場合又は二十一世紀の森に関 する工事のためやむを得ないと認める場合において は、二十一世紀の森を保全し、又はその利用者の危 険を防止するため、区域を定めて、二十一世紀の森 の利用を禁止し、又は制限することができる。

(監督)

第6条 略

条第1項の規定に違反し、又は前条の規定による指 示に従わなかったときは、その者に対し、行為の中 ることができる。

|第5条 知事は、二十一世紀の森の利用者が条例第8|第7条 知事は、二十一世紀の森の利用者が第4条第| 1項の規定に違反し、又は前条の規定による指示に 従わなかったときは、その者に対し、行為の中止、 止、原状回復又は二十一世紀の森からの退去を命ず 原状回復又は二十一世紀の森からの退去を命ずるこ とができる。

(実習館の利用)

- 第8条 実習館を利用しようとする者は、様式第1号 による利用申込書を知事に提出しなければならな
- 2 前項に規定する利用申込書は、実習館を休園日等 (第3条第1項に規定する休園日及び休館日をい う。以下同じ。) に利用しようとする場合には、利 用しようとする日(当該利用が2日以上にわたる場 合は、その初日)の前日(その日が休園日等に当た るときは、その日前においてその日に最も近い休園 日等でない日)までに提出するものとする。
- 3 知事は、実習館の利用の許可をしたときは、その 申込みをした者に様式第2号により通知するものと する。
- 4 知事は、実習館の利用の許可を受けた者が次の各 号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可 を取り消すことができる。
 - (1) 許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、 又はそのおそれのあるとき。
 - (2) 第6条の規定による指示に従わないとき。
 - (3) 詐欺その他不正の行為により許可を受けたと き。
 - (4) その他実習館の管理上支障がある行為をし 又はそのおそれのあるとき。

(権限の委任)

第9条 この規則に規定する知事の権限に属する事務 は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条の 規定に基づき、別に定めるところにより、林業試験 場長に委任する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、二十一世紀の 第10条 この規則に定めるもののほか、二十一世紀の 森の管理に関し必要な事項は、鳥取県公の施設にお ける指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16 年鳥取県条例第67号) 第8条に規定する協定で定め るところにより、指定管理者が定めるものとする。

(雑則)

森の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第2条 鳥取県立二十一世紀の森管理規則の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則及び鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに 公布する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第42号

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則及び鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

(鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正)

第1条 鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則(昭和51年鳥取県規則第53号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

次。3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.	
改 正 後	改 正 前
(貸付金の償還方法等)	(貸付金の償還方法等)
第5条 略	第5条 略
2 貸付金の償還期間は、10年以内(3年以内の据置	2 貸付金の償還期間は、10年以内(3年以内の据置
期間を含む。)とする。ただし、東日本大震災(東	期間を含む。)とする。ただし、東日本大震災(東
日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助	日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助
成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1	成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1
項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。) に	項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。)に
より著しい被害を受けた者で次の各号のいずれかに	より著しい被害を受けた者で次の各号のいずれかに
該当するものが <u>平成31年3月31日</u> までに借り入れる	該当するものが <u>平成30年3月31日</u> までに借り入れる
貸付金(以下本条において「被災者貸付金」とい	貸付金(以下本条において「被災者貸付金」とい
う。)の償還期間は、13年以内(6年以内の据置期	う。)の償還期間は、13年以内(6年以内の据置期
間を含む。)とする。	間を含む。)とする。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
3 · 4 略	3 · 4 略

(鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正)

第2条 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和55年鳥取県規則第1号)の一部を次のように改正する。 **次の事のみ正前の欄に掲げる相字を同事のみ正然の欄に掲げる相字に 下組でテオトふにみ正する**

次の表の改止則の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。	
改 正 後	改 正 前
(貸付金の種類、貸付限度額等)	(貸付金の種類、貸付限度額等)
第4条 略	第4条 略
2 略	2 略
3 第1項の規定にかかわらず、東日本大震災(東日	3 第1項の規定にかかわらず、東日本大震災(東日
本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成	本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成
に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項	に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項
に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。) によ	に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。)によ
り著しい被害を受けた者で次の各号のいずれかに該	り著しい被害を受けた者で次の各号のいずれかに該
当するものが <u>平成31年3月31日</u> までに貸付けを受け	当するものが <u>平成30年3月31日</u> までに貸付けを受け
る貸付金の償還期間及び据置期間は、別表第1に規	る貸付金の償還期間及び据置期間は、別表第1に規
定する年数にそれぞれ3年を加えた年数とする。	定する年数にそれぞれ3年を加えた年数とする。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略

附則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県営鳥取空港管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸

鳥取県規則第43号

鳥取県営鳥取空港管理規則の一部を改正する規則

鳥取県営鳥取空港管理規則(昭和42年鳥取県規則第37号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後 改正前

(利用時間)

第1条の2 空港の施設の利用時間は、空港の運用時 第1条の2 空港の施設の利用時間は、次のとおりと 間を踏まえて所長(鳥取県行政組織規則(昭和39年 鳥取県規則第13号) 第141条の規定により設置され た空港管理事務所の長をいう。以下同じ。) が定め <u>る。</u>

(利用時間)

- する。ただし、所長(鳥取県行政組織規則(昭和39 年鳥取県規則第13号)第141条の規定により設置さ れた空港管理事務所の長をいう。以下同じ。) は、 特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更 することができる。
- (1) 鳥取空港国際会館(国際交流センターを除 く。) 午前8時から午後9時まで
- (2) 国際交流センター 午前9時から午後6時ま
- (3) 前2号に掲げる施設以外の施設 午前7時か ら午後9時30分まで

(国際交流センターの休館日)

- 第1条の3 国際交流センターの休館日は、次のとお りとする。
 - (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第 178号) に規定する休日
 - (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から 同月31日までの日
- 2 所長は、特に必要があると認めるときは、前項 の規定にかかわらず、国際交流センターを臨時に 開館し、又は休館日に開館することができる。こ の場合においては、所長は、あらかじめその旨を 国際交流センターの施設内に掲示する等して周知 しなければならない。

(着陸料等の減免)

第10条 略

- 2 略
- 3 条例第18条の規定による使用料の減免は、次の各 3 条例第18条の規定による使用料の減免は、次の各 号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところに より行う。

(着陸料等の減免)

第10条 略

- 2 略
- 号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところに より行う。
- (1) 営利を目的としない国際交流又は航空振興の| (1) \underline{v}

ための行事を行うとき 使用料の免除

(2) • (3) 略

4 略

(運営権者による運営)

は、第5条及び第10条の規定は適用しない。

2 · 3 略

流又は航空振興のための行事を行うとき 使用料 の免除

(2) • (3) 略

4 略

(運営権者による運営)

第13条 条例第22条第2項に規定する場合において 第13条 条例第22条第2項に規定する場合において は、第1条の2、第1条の3、第5条及び第10条の 規定は適用しない。

2 • 3 略

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

主要農作物種子法施行細則を廃止する規則をここに公布する。 平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第44号

主要農作物種子法施行細則を廃止する規則

主要農作物種子法施行細則(昭和27年鳥取県規則第87号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。